



## (2)耐震設計費補助金

木造住宅の耐震設計費用の一部を市が補助するものです。事業着手前に申請が必要です。

|      |  |
|------|--|
| 対象者  | 補助対象となる木造住宅の所有者で市税等の滞納がない人   |
| 対象住宅 | ①昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断された住宅<br>②主要構造部（壁、柱、床、屋根）が木造である住宅。ただし枠組み壁工法、丸太組工法は対象外（高床式については、高床の部分は対象外）<br>③併用住宅は過半以上が居住部分である住宅 |
| 対象事業 | 次のアからウのいずれかの工事に必要な耐震設計が対象<br>ア 全部改修工事<br>イ 部分耐震改修工事<br>ウ 部分耐震改修後の全体改修工事  |
| 補助金額 | 設計に要する費用の 2 分の 1<br>(上限 10 万円)   |
| 受付期間 | 令和 3 年 4 月 12 日 (月) から令和 3 年 11 月 26 日 (金) まで<br>※令和 3 年 12 月 10 日 (金) までに実績報告書を提出してください。  |

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 250) FAX:0258-63-5775